

議案第一三三號

國民年金印紙購入基金條例制定について

國民年金印紙購入基金條例を次のとおり定める。

昭和四十年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾年参月拾九日 原案可決

三朝町議會議長

矢田 孝太

国民年金印紙購入基金条例

(設置の目的)

第一条 国民年金印紙（以下「印紙」という。）の購入並びに売さばきに関する事務を円滑かつ効率的に行うため、国民年金印紙購入基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第二条 基金の額は五〇〇千円とする。

(印紙の購入計画)

町長は本町の区域内に住所を有する国民年金の被保険者の印紙需用状況等を勘案し、適正な購入計画を立てなければならない。

(管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計に繰入れするものとする。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この条例は公布の日から施行する。